（農用地利用集積等促進計画の公告）

第八条　法第十七条の二十の規定による公告は、農用地利用集積等促進計画を定めた旨及び当該農用地利用集積等促進計画（第四条に規定する農業経営の状況を除く。）について、福島県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（不確知共有者関連情報を保有すると思料される者）

第九条　令第三十条第二号の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該共有者不明土地を現に占有する者

二　農地法第五十二条の二の規定により農業委員会が作成する農地台帳に記録された事項に基づき、当該不確知共有者関連情報を保有すると思料される者

三　当該共有者不明土地の共有持分を有する者であって知れているもの

（不確知共有者関連情報の提供を求める措置）

第十条　福島県知事は、令第三十条第四号の規定により不確知共有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。

一　令第三十条第三号に規定する登記名義人等（以下この条において「登記名義人等」という。）が自然人である場合にあっては、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求すること。

二　前号の措置により判明した当該登記名義人等の相続人が記録されている戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。

三　登記名義人等が法人であり、合併により解散した場合にあっては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求すること。

四　登記名義人等が法人であり、合併以外の理由により解散した場合にあっては、当該登記名義人等の登記事項証明書に記載されている清算人に対して、書面の送付その他適当な方法により当該共有者不明土地に係る不確知共有者関連情報の提供を求めること。

（共有持分を有する者を特定するための措置）

第十一条　令第三十条第五号の農林水産省令で定める措置は、当該共有者不明土地の共有持分を有する者と思料される者に宛てて送付すべき書面を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法によって送付する措置とする。ただし、福島県内においては、当該措置に代えて、共有持分を有する者と思料される者を訪問する措置によることができる。

（不確知共有者からの申出）

第十二条　法第十七条の二十七第五号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書（一通）を提出してしなければならない。

一　申出者の氏名又は名称及び住所

二　当該申出に係る共有者不明土地の所在、地番、地目及び面積

三　当該申出の趣旨

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）